

協会ニュース

2022



障がい者入所施設を利用している方と介護保険サービスについて

平成27年2月18日に厚労省社会・援護局障害保健福祉部企画課、障害福祉課から出された事務連絡「…自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項などについて」、以下のこととが明記されていることが県自立支援協議会地域生活支援部会の取り組みで明らかになった。

「障害者入所施設は介護保険適用除外施設であり、介護保険の被保険者にはならない（介護保険サービスは利用できない）が、退所したら利用は可能になる。

しかし、利用までに一定期間を要してしまうので関係機関の密な情報共有や連携で柔軟に対応すること。」（筆者要約）

そして、令和2年3月13日の厚労省老健局老人保健課から各県介護保険主管部に出された事務連絡「要介護認定に罹るQ&Aについて」でも、以下のことが明記されている「入所施設利用者が介護保険申請を行うのは3ヶ月前から受け付けるのが適当とされているが、3ヶ月では利用調整が困難なので早期に受け付けることが妥当と市町村が認めれば、退所の3ヶ月より前に受け付けして差し支えない。」（筆者要約）

地域移行支援をする上で、障がい者入所施設を利用している方は介護保険施設を利用することができないと思っておられた方は多いのではないだろうか。上記の文書を目にする機会があった関係事業所は少ないと思われる。

全ての介護保険適応年齢の方が介護保険サービスを利用することになるわけではないが、障がい特性の支援よりも介護が主になっている方がより専門的介護を受けられることには意義がある。また、選択の結果、支援の内容よりも慣れた環境で暮らすことを選択するのであれば、そこにも意義がある。

今後は両方の可能性から選択することができるようになり、この認識が広まることで、その方にとてより適切なサービスが提供され、より必要な方が必要なサービスを受けられるようになれば、本人の利益はもちろんだが、地域移行が進まないために生じていた地域課題も解消に向かう可能性があるのではないか。

（事務局）



活動報告 その二 エンジョイ通信より



～作品展示 1月 14 日～

会津若松駅待合室にあるステーションギャラリーで、メンバーさんの作品を展示しました（^*^） 1000ピースのパズルを約一年、時間をかけて3個完成させました。諦めずに完成させる秘訣について聞いてみると、みんなで一緒にやれたこと、これが好きなこと。後は出来上がった時の達成感があったこと。と笑顔で話されていました。

継続は力なりですね。（*^〇^*）



～豆まき 2月 3日～

ジョイで豆まきをしました（*^〇^*）

今回の鬼はコロナだそうで、皆さん気合が入ってましたね

（^*^） 静かな豆まきでしたが、皆さん楽しまれたようです。

「鬼は外」・・・願ってやみません。

黙って豆まき
コロナ～ 外

